

議 案 目 録

令和 8 年 3 月 4 日提出

(第 4 分冊)

- 議案第 1 6 号 日立市犯罪被害者等支援条例の制定について …… (1)
- 議案第 1 7 号 日立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について …… (7)
- 議案第 1 8 号 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… (2 7)
- 議案第 1 9 号 日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… (3 1)
- 議案第 2 0 号 日立市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について …… (3 5)
- 議案第 2 1 号 日立市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について …… (4 7)
- 議案第 2 2 号 日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… (5 3)
- 議案第 2 3 号 日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… (6 7)
- 議案第 2 4 号 日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について …… (7 1)

| | | |
|----------|--|---------|
| 議案第 25 号 | 日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について | (75) |
| 議案第 26 号 | 日立市火災予防条例の一部を改正する条例の 制定について | (79) |
| 議案第 27 号 | 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例 の制定について | (83) |
| 議案第 28 号 | 日立市監査委員の設置及び事務執行に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について | (87) |
| 議案第 29 号 | 土地の買入れについて | (89) |
| 報告第 1 号 | 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の 改定について | (93) |
| 報告第 2 号 | 専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて） | (95) |
| 報告第 3 号 | 専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて） | (97) |
| 報告第 4 号 | 専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて） | (99) |
| 報告第 5 号 | 公益財団法人日立市公園協会に係る令和 8 年 度の経営状況に関する説明書提出について | (101) |
| 報告第 6 号 | 公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令 和 8 年度の経営状況に関する説明書提出につ いて | (102) |

| | | |
|---------|---|-----------|
| 報告第 7 号 | 公益財団法人日立地区産業支援センターに係 る令和 8 年度の経営状況に関する説明書提出 について..... | (1 0 3) |
|---------|---|-----------|

日立市犯罪被害者等支援条例の制定について

日立市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定め、被害の回復及び軽減に向けた取組の更なる推進を図ることで、市民の誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、本条例を制定するものであります。

日立市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学する者又はそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (5) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律

第36号)第23条第1項に規定する団体をいう。)その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(7) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切かつ途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性につい

ての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう、十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者が犯罪被害者等になったときは、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する相談並びに必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 見舞金の給付等、経済的負担の軽減を図るための支援を行うこと。
- (2) 関係機関等との連携による心理的なケアの実施等、精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るための支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な居住の安定を図るための支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な支援を行うこと。

(安全の確保)

第 8 条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 9 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第 10 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 11 条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

制 定 要 旨

1 基本理念

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を遵守して行われなければならない。

- (1) 個人の尊厳に十分に配慮すること。
- (2) 適切かつ途切れることなく行われること。
- (3) 二次的被害の発生の防止に十分配慮すること。

※ 犯罪被害者等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族のこと。

2 責務

- (1) 市は、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等の支援体制の充実に努め、支援に関する施策を実施するものとする。
- (2) 市民等及び事業者は、犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、市や関係機関等が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

※ 関係機関等

国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体等のこと。

3 相談及び情報の提供等

- (1) 市は、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡・調整を行うものとする。
- (2) 市は、相談対応や、必要な情報の提供・助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

4 生活の支援

市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 見舞金の給付等、経済的負担の軽減を図るための支援
- (2) 精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るための支援
- (3) 一時的な居住の安定を図るための支援
- (4) その他犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援

5 広報及び啓発

市は、犯罪被害者等の支援の重要性・必要性について、市民等や事業者の理解を深めるための広報・啓発活動を行うものとする。

日立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について

日立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別
紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営
に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さ

なければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時

間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状

況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児

等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を

行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け

て、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」とい

う。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接

影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子

どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者につ

いて広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定保護者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、

当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定保護者等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定保護者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当た
るものの計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処
置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記

載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあ

るのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

制 定 要 旨

1 初回面談の実施等

- (1) 事業者は、当該事業者が提供する支援を初めて利用しようとする子どもがいる場合、その初回の利用までに、その子どもの保護者に対し、子どもと保護者の心身の状況と養育環境を把握するための面談を実施しなければならないこととした。
- (2) 事業者は、当該面談に際しては、当該事業者が提供する支援の内容等を示した文書を交付しなければならないこととした。

2 正当な理由のない提供拒否の禁止

事業者は、保護者から利用の申込みがあった場合は、正当な理由がない限り、これを拒否してはならないこととした。

3 あっせん及び要請に対する協力

事業者は、当該事業者が提供する支援の利用について、市からあっせんや要請を受けた場合には、可能な限り協力をしなければならないこととした。

4 相談及び援助

事業者は、子どもや保護者の心身の状況、養育環境の的確な把握に努めるとともに、子どもや保護者からの相談への対応や必要な助言等を行わなければならないこととした。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

市が行う乳児等通園支援事業の利用者負担額を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担に関する条例の一部を改正する条例

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加える。

第5条中「第8条」を「第11条」に改める。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「保育料」の次に「、乳児等通園支援利用料」を加え、同条を第11条とする。

第7条第1項第2号中「220円」を「300円」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第6条 市が設置する乳児等通園支援事業所が行う特定乳児等通園支援（法第30条の21第1項に基づき行う特例乳児等支援給付に係る支援を含む。以下同じ。）の利用料（以下「乳児等通園支援利用料」という。）の額は、子ども1人1時間当たり300円を限度として規則で定める額とする。

(乳児等通園支援利用料の徴収)

第7条 市が設置する乳児等通園支援事業所が特定乳児等通園支援を提供したときは、当該特定乳児等通園支援を受けた子どもの乳児等支援給付認定保護者から、乳児等通園支援利用料を徴収する。

(乳児等通園支援利用料の納付)

第8条 市が設置する乳児等通園支援事業所から特定乳児等通園支援を受けた子どもの乳児等支援給付認定保護者は、乳児等通園支援利用料を特定乳児等通園支援を受けた月の翌月末日までに納付しなければならない。

附則第4項中「第8条及び第9条」を「第11条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 市が行う乳児等通園支援事業の利用料について、1時間当たり300円を限度として規則で定める額とすることとした。
- 2 市が行う一時預かり事業を、その施設に在籍しない子どもが利用する場合の利用料について、1時間当たり300円（現行1時間当たり220円）を限度として規則で定める額に改めることとした。
- 3 条例の題名を「日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例」に改めることとした。

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める府令の改正
に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第16条第6号を次のとおり改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用に」を
「その他の利用に」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援
法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確
認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に、「規定に
おいて書面」を「規定において書面等」に、「書面に代えて」を「当該
書面等に代えて」に、「書面に係る」を「書面等に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 乳児等通園支援事業所ごとに定める重要事項に関する規程のうち、利用定員について、「乳児、幼児の区分ごとに利用定員を設定する形式」から「利用可能な子どもの総数を設定する形式」に改めることとした。

※ 乳児

出生の日から6か月を経過した者であって、満1歳に満たない者

※ 幼児

満1歳から満3歳未満の者

日立市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

近年の物価高騰による経費の増大に伴い、受益者負担の適正化の観点から、行政経営改革の一環として、使用料及び手数料の見直しを行う等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例等の一部を改正する条例

(日立市手数料条例の一部改正)

第1条 日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第1項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第2項中「200」を「300」に改め、同表第4項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第13項中「200」を「300」に改め、同表第14項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第15項から第17項までの規定中「200」を「300」に改め、同表第21項を次のように改める。

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 21 固定資産課税台帳 に記載されている事項 の証明書交付手数料 | 土地は1筆 家屋は1棟 償却資産は 1件 | 300 ただし、土地について5筆 を超える場合にあっては超 える1筆につき100円と し、家屋について5棟を超 える場合にあっては超える 1棟につき100円とす る。 |
|--|-------------------------------|--|

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第24項から第26項までの規定中「200」を「300」に改める。

別表5 その他の表第7項第1号中「300」を「450」に改め、

同項第2号中「500」を「750」に改め、同項第4号及び第5号中「750」を「1,100」に改め、同項第6号中「900」を「1,300」に改め、同項第13号中「800」を「1,200」に改め、同項第15号中「1,700」を「1,800」に改め、同項第16号中「800」を「850」に改め、同項第17号中「650」を「750」に改める。

(日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「ごみ等」を「一般家庭から排出されたごみ等」に、「1キログラム10円以内」を「10キログラム100円以内」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業所から排出されたごみ(発泡スチロールを除く。)

10キログラム160円以内で市長が規則で定める額(ただし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき500円以内で市長が規則で定める額)

(日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例(平成10年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,610」を「6,910」に、「1,150」を「1,720」に、「940」を「1,410」に、「240」を

「360」に、「1,890」を「2,830」に、「470」を「700」に、「670」を「1,000」に、「170」を「250」に改める。

別表第2中「5,660」を「8,490」に、「3,580」を「5,370」に、「2,080」を「3,120」に改める。

(久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

「

| | |
|--------|--------|
| 7,290 | 4,860 |
| 9,930 | 6,620 |
| 6,660 | 4,440 |
| 13,830 | 9,220 |
| 8,930 | 5,950 |
| 6,910 | 4,610 |
| 5,910 | 3,940 |
| 5,280 | 3,520 |
| 4,780 | 3,190 |
| 16,970 | 11,310 |
| 10,810 | 7,210 |
| 9,430 | 6,290 |

を

| | |
|----------|----------|
| 7, 9 2 0 | 5, 2 8 0 |
| 7, 1 7 0 | 4, 7 8 0 |
| 6, 2 9 0 | 4, 1 9 0 |

」

「

| | |
|------------|------------|
| 1 0, 9 4 0 | 7, 2 9 0 |
| 1 4, 9 0 0 | 9, 9 3 0 |
| 9, 9 9 0 | 6, 6 6 0 |
| 2 0, 7 5 0 | 1 3, 8 3 0 |
| 1 3, 4 0 0 | 8, 9 3 0 |
| 1 0, 3 7 0 | 6, 9 2 0 |
| 8, 8 7 0 | 5, 9 1 0 |
| 7, 9 2 0 | 5, 2 8 0 |
| 7, 1 7 0 | 4, 7 9 0 |
| 2 5, 4 6 0 | 1 6, 9 7 0 |
| 1 6, 2 2 0 | 1 0, 8 2 0 |
| 1 4, 1 5 0 | 9, 4 4 0 |
| 1 1, 8 8 0 | 7, 9 2 0 |
| 1 0, 7 6 0 | 7, 1 7 0 |
| 9, 4 4 0 | 6, 2 9 0 |

に

」

改め、同表第3項の表中「3, 0 6 0」を「4, 5 9 0」に改める。

(日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例(令和元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| 区 分 | | 使用料 |
|--------|------|------|
| 児童 | 1人1回 | 100円 |
| 児童以外の者 | 1人1回 | 200円 |

を

」

「

| 区 分 | | 使用料 | |
|--------|------|------------|-------------|
| | | 市内に住所を有する者 | 市内に住所を有しない者 |
| 児童 | 1人1回 | 150円 | 200円 |
| 児童以外の者 | 1人1回 | 300円 | 350円 |

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条中日立市手数料条例別表1証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第21項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る日立地区産業支援センターの使用料については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 日立市手数料条例

(1) 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係

住民票の写し又は除票の写し交付手数料等の額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

| 手数料の種類 | 単位 | 金額 (円) |
|-----------------------------------|--------------------|--|
| 住民票の写し又は除票の写し交付手数料 | 1 通 | <u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合 |
| 住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書交付手数料 | 1 通 | <u>300</u> 200 |
| 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料 | 1 通 | <u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合 |
| 印鑑登録証交付手数料 | 1 枚 | <u>300</u> 200 |
| 印鑑登録証明書交付手数料 | 1 通 | <u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合 |
| 認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 | 1 通 | <u>300</u> 200 |
| 身分証明書交付手数料 | 1 通 | <u>300</u> 200 |
| 不在籍不在住証明書交付手数料 | 1 通 | <u>300</u> 200 |
| 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料 | 土地は 1 筆 家屋は 1 棟 | 300 |
| 土地 (補充) ・家屋 (補充) 課税台帳登録事項証明書交付手数料 | <u>償却資産は 1 件</u> | |
| 公簿、公文書又は図面の閲覧手 | 1 件 | <u>300</u> |

| | | |
|-------------------------|-----|-------------------|
| 数料 | | 200 |
| 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料 | 1 件 | <u>300</u> 200 |
| 諸証明書交付手数料（その他の証明） | 1 件 | <u>300</u> 200 |

(2) その他

屋外広告物許可申請手数料の額の一部を次のとおり引き上げることとした。

（上段 改正後、下段 改正前）

| 手数料の種類 | 単位 | 金額（円） |
|-----------|----------------------|--------------|
| はり紙、ポスター | 1 件につき 50 枚までごとに | <u>450</u> |
| | | 300 |
| はり札 | 1 件につき 10 枚までごとに | <u>750</u> |
| | | 500 |
| 広告板 | 1 枚につき 3 平方メートルまでごとに | <u>1,100</u> |
| | | 750 |
| 広告塔 | 1 枚につき 3 平方メートルまでごとに | <u>1,100</u> |
| | | 750 |
| アーチ | 1 基につき 3 平方メートルまでごとに | <u>1,300</u> |
| | | 900 |
| 照明広告 | 1 基につき 3 平方メートルまでごとに | <u>1,200</u> |
| | | 800 |
| アドバルーン | 1 個 | <u>1,800</u> |
| | | 1,700 |
| 近隣店舗等案内広告 | 1 枚につき 2 平方メートルまでごとに | <u>850</u> |
| | | 800 |
| 車体利用広告 | 1 枚につき 3 平方メートルまでごとに | <u>750</u> |
| | | 650 |

2 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- (1) 自己搬入する一般廃棄物に係る手数料の区分について、「ごみ等」を「一般家庭から排出されたごみ等」及び「事業所から排出されたごみ」に改める

こととした。

- (2) 事業所から排出されたごみを自己搬入する場合の手数料の額について、10キログラム160円以内で規則で定める額とし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき500円以内で規則で定める額とすることとした。

3 日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例

- (1) 研修室に係る使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

| 区分 | 基本使用料 (円) | 超過使用料 (円) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| | 2時間まで | 2時間を超える1時間までごと |
| 大研修室 | <u>6,910</u> 4,610 | <u>1,720</u> 1,150 |
| 第1研修室 | <u>1,410</u> 940 | <u>360</u> 240 |
| 第2研修室 | <u>1,410</u> 940 | <u>360</u> 240 |
| 第3研修室 | <u>1,410</u> 940 | <u>360</u> 240 |
| 第4研修室 | <u>2,830</u> 1,890 | <u>700</u> 470 |
| 第5研修室 | <u>1,000</u> 670 | <u>250</u> 170 |

- (2) 研究開発室に係る使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(単位 円)

| 区分 | | 改正前 | 改正後 |
|---------|----|-------|-------|
| | | 1日 | 1日 |
| 分割しない場合 | | 5,660 | 8,490 |
| 分割する場合 | A室 | 3,580 | 5,370 |
| | B室 | 2,080 | 3,120 |

4 久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例

- (1) 宿泊室に係る通常料金の上限額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

| 種類 | 宿泊人数 | 1人1泊 (円) | |
|-----------|------|------------------------|-----------------------|
| | | 大人 (中学生以上) | 小人 |
| 洋室 (シングル) | 1人 | <u>10,940</u> 7,290 | <u>7,290</u> 4,860 |

| | | | |
|---------|----|-------------------------|-------------------------|
| 洋室（ツイン） | 1人 | <u>14,900</u> 9,930 | <u>9,930</u> 6,620 |
| | 2人 | <u>9,990</u> 6,660 | <u>6,660</u> 4,440 |
| 和室 | 1人 | <u>20,750</u> 13,830 | <u>13,830</u> 9,220 |
| | 2人 | <u>13,400</u> 8,930 | <u>8,930</u> 5,950 |
| | 3人 | <u>10,370</u> 6,910 | <u>6,920</u> 4,610 |
| | 4人 | <u>8,870</u> 5,910 | <u>5,910</u> 3,940 |
| | 5人 | <u>7,920</u> 5,280 | <u>5,280</u> 3,520 |
| | 6人 | <u>7,170</u> 4,780 | <u>4,790</u> 3,190 |
| 和洋室 | 1人 | <u>25,460</u> 16,970 | <u>16,970</u> 11,310 |
| | 2人 | <u>16,220</u> 10,810 | <u>10,820</u> 7,210 |
| | 3人 | <u>14,150</u> 9,430 | <u>9,440</u> 6,290 |
| | 4人 | <u>11,880</u> 7,920 | <u>7,920</u> 5,280 |
| | 5人 | <u>10,760</u> 7,170 | <u>7,170</u> 4,780 |
| | 6人 | <u>9,440</u> 6,290 | <u>6,290</u> 4,190 |

- (2) 宿泊室に係る夏季及び年末年始等加算料金（1人1泊）を3,060円から4,590円に引き上げることとした。

- 5 日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例
使用料の区分及び額を次のとおり改めることとした。

（単位 円）

| 区分 | | 改正前 | 改正後 | |
|--------|------|-----|------------|-------------|
| | | | 市内に住所を有する者 | 市内に住所を有しない者 |
| 児童 | 1人1回 | 100 | 150 | 200 |
| 児童以外の者 | 1人1回 | 200 | 300 | 350 |

日立市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日立市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

市民運動公園野球場等の再整備に伴い、使用料の額を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市都市公園条例の一部を改正する条例

日立市都市公園条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5項第2号アを次のように改める。

ア 野球場使用料

（単位 円）

| 区分 | | | 市内 | 市外 |
|----------------|------------|----|--------|-------|
| アマチュアスポーツ | 専用使用（全面） | 1回 | 4,860 | 7,290 |
| | 小・中学生 | 1回 | 2,430 | 3,650 |
| | 専用使用（外野のみ） | 1回 | 3,260 | 4,890 |
| | 小・中学生 | 1回 | 1,630 | 2,450 |
| アマチュアスポーツ以外の営利 | 専用使用（全面） | 1回 | 13,600 | |
| | 小・中学生 | 1回 | 6,800 | |
| 宣伝を目的としない催物 | 専用使用（外野のみ） | 1回 | 9,100 | |
| | 小・中学生 | 1回 | 4,560 | |
| 営利宣伝を目的とする催物 | 専用使用（全面） | 1回 | 68,000 | |
| | 専用使用（外野のみ） | 1回 | 46,000 | |

別表第2第5項第2号オ中

「

| | | | | |
|-----|----------------|-----|-----|-----|
| 野球場 | 会議室（専用使用時は除く。） | 2時間 | 440 | 660 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 220 | 330 |

を

」

「

| | | | | |
|-----|---------------------|-----|----------|----------|
| 野球場 | 本部室（専用使用時は除く。） | 2時間 | 4 4 0 | 6 6 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 2 2 0 | 3 3 0 |
| | 多目的室 | 2時間 | 5 6 0 | 8 4 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 2 8 0 | 4 2 0 |
| | 会議室、応接室、審判控室（1室） | 2時間 | 4 4 0 | 6 6 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 2 2 0 | 3 3 0 |
| | ミーティング室、観覧室、記者室（1室） | 2時間 | 2 2 0 | 3 3 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 1 1 0 | 1 7 0 |
| | 更衣室（1室） | 2時間 | 9 0 0 | 1, 3 5 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 4 5 0 | 6 8 0 |
| | 屋内練習場（1室） | 2時間 | 1, 2 2 0 | 1, 8 3 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 6 1 0 | 9 2 0 |
| | スタンド | 2時間 | 2, 4 6 0 | 3, 6 9 0 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 1, 2 3 0 | 1, 8 5 0 |
| | 多目的広場 | 1時間 | 1, 9 0 0 | 2, 8 5 0 |
| | 小・中学生 | 1時間 | 9 5 0 | 1, 4 3 0 |

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 野球場使用料

| 区分 | | | 市内 | 市外 |
|-----------------------------------|------------|-------|---------|--------|
| アマチュアスポーツ | 専用使用（全面） | 2時間 | 4,860円 | 7,290円 |
| | | 小・中学生 | 2時間 | 2,430円 |
| | 専用使用（外野のみ） | 2時間 | 3,260円 | 4,890円 |
| | | 小・中学生 | 2時間 | 1,630円 |
| アマチュアスポーツ 以外の営利宣伝を目的 としない催物 | 専用使用（全面） | 2時間 | 13,600円 | |
| | | 小・中学生 | 2時間 | 6,800円 |
| | 専用使用（外野のみ） | 2時間 | 9,100円 | |
| | | 小・中学生 | 2時間 | 4,560円 |
| 営利宣伝を目的とする 催物 | 専用使用（全面） | 2時間 | 68,000円 | |
| | 専用使用（外野のみ） | 2時間 | 46,000円 | |

2 野球場附属施設使用料

| 区分 | | | 市内 | 市外 |
|----------------------|-------|-----|--------|--------|
| 本部室（野球場を専用使用する場合は無料） | 2時間 | | 440円 | 660円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 220円 | 330円 |
| 多目的室 | 2時間 | | 560円 | 840円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 280円 | 420円 |
| 会議室、応接室、審判控室（1室） | 2時間 | | 440円 | 660円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 220円 | 330円 |
| ミーティング室、観覧室、記者室（1室） | 2時間 | | 220円 | 330円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 110円 | 170円 |
| 更衣室（1室） | 2時間 | | 900円 | 1,350円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 450円 | 680円 |
| 屋内練習場（1室） | 2時間 | | 1,220円 | 1,830円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 610円 | 920円 |
| スタンド | 2時間 | | 2,460円 | 3,690円 |
| | 小・中学生 | 2時間 | 1,230円 | 1,850円 |
| 多目的広場 | 1時間 | | 1,900円 | 2,850円 |
| | 小・中学生 | 1時間 | 950円 | 1,430円 |

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

子ども・子育て支援金制度の施行等に伴い、保険料の賦課額に新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加える等のため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」

という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条中「66万円」を「67万円」に改める。

第17条の2及び第17条の13中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第17条の18の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第17条の19 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。

次号において同じ。)の額

イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の20 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の21 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の22 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第17条の19第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の19第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した

額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における

18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第17条の23 第17条の20の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第1項中「若しくは第17条の3」を「、第17条の3若しくは第17条の20」に、「、第21条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に改め、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第21条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第21条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第21条の5第1項に定める額の算定」に、同条第2項中「若しくは第17条の3の額若しくは第17条の14の額又は次条第1項各号」を「、第17条の3、第17条の14若しくは第17条の20の額又は第21条第1項各号に定める額

若しくは同条第5項各号」に改め、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第21条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第21条の5第1項」に改める。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「において「世帯主等」」を「並びに第5項において「世帯主等」」に、「において「給与所得者等の数」」を「並びに第5項において「給与所得者等の数」」に改め、同項第2号中「第29条の7第5項第1号」を「第29条の7第6項第1号」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の20の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第1号に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以

上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額
とを合算した額

6 第17条の22第2項及び第3項の規定は、前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の22第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第21条の2中「及び前条第1項」を「、第17条の4、第17条の15及び第17条の21並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第21条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「第12条第2項」とあるのは「第17条の6第2項」と、第5項を「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第6項に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第17条の22」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第17条の22第3項」と読み替えるものとする。

第21条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」と

あるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第17条の22」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第17条の22第3項」と読み替えるものとする。

第21条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に、「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第17条の20」と、「67万円」とあるの

は「3万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第17条の22第2項」と読み替えるものとする。

第21条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第17条の20」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第17条の22第2項」と読み替えるものとする。

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第5項、第21条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第

6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第 17 条の 22 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 17 条の 22 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 8 条の 2、第 17 条、第 17 条の 19 から第 17 条の 23 まで及び第 20 条から第 21 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 保険料の賦課額の算定に、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。

2 子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、均等割額及び18歳以上被保険者の均等割額の総額とすることとした。

※ 18歳以上被保険者の均等割額

18歳未満被保険者の均等割額を全額控除し、その控除額を18歳以上被保険者で均等割して得た額

3 基礎賦課額に係る賦課限度額を67万円（現行66万円）とし、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る賦課限度額を3万円とすることとした。

4 保険料の軽減措置の拡充

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定に係る総所得金額の算定において被保険者の数に乗すべき金額を57万円（現行56万円）に引き上げることとした。

| 軽減 措置 | 前年の総所得金額（世帯合計） | |
|----------|---|---|
| | 改正前 | 改正後 |
| 2割 | 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>56万円</u> × (世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下 | 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>57万円</u> × (世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下 |

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

茨城県の医療福祉対策実施要領等の改正に準じて、関係規定を改める
ため、本条例を制定するものであります。

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ウ中「又は日立市教育支援委員会条例（昭和49年条例第61号）に規定する日立市教育支援委員会」を削る。

第4条第1項中「組合員」の次に「、加入者」を加える。

第5条第1項中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

第5条第3項中「の額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の日立市医療福祉費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 医療福祉費支給制度における重度心身障害者に対する医療福祉費の支給制限に係る規定については、規則で定める事項とした。

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例の
制定について

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

茨城県信用保証協会の保証制度の改正に伴い、融資あっせんの対象となる融資期間を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市中小企業事業資金融資条例の一部を改正する条例

日立市中小企業事業資金融資条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「7年以内」を「10年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 振興金融及び自治金融における融資期間を次のとおり改めることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

| 金融の種類 | 資金の種類 | 融資期間 |
|-------|-------|--|
| 振興金融 | 設備資金 | <u>10年以内（12月以内の据置期間を含む。）</u> 7年以内（12月以内の据置期間を含む。） |
| | 運転資金 | <u>10年以内</u> 7年以内 |
| 自治金融 | 設備資金 | <u>10年以内（6月以内の据置期間を含む。）</u> 7年以内（6月以内の据置期間を含む。） |
| | 運転資金 | <u>10年以内</u> 7年以内 |

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、
消防作業従事者等の補償基礎額の最低額及び最高額を改める等のため、
本条例を制定するものであります。

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第2号及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 消防作業従事者等（民間協力者）の補償基礎額（日額）の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げることとした。
- 2 非常勤消防団員及び消防作業従事者等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額（日額）を、配偶者については廃止（現行100円）し、子については433円（現行383円）に引き上げることとした。

日立市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日立市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市火災予防条例の一部を改正する条例

日立市火災予防条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、

薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 火を使用する設備のうち、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に改めることとした。

2 火を使用する設備に、新たに簡易サウナ設備を加え、その位置、構造及び管理に関する基準を次のとおり定めることとした。

※ 簡易サウナ設備

テント又はバレル（木樽）を活用したサウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするもの

- (1) 簡易サウナ設備と可燃物等との間に、火災予防上安全な距離を確保すること。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。（薪を熱源とするものは、消火器を設置することで当該装置の設置を不要とする。）
- (3) 住宅における火災の予防を推進するため、市が普及の促進に努める機器等に、感震ブレーカーを加えることとした。

※ 感震ブレーカー

地震時に通電を遮断する機能を有する機器

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

日立市立宮田小学校、日立市立仲町小学校及び日立市立中小路小学校を統合するため、本条例を制定するものであります。

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例

日立市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表日立市立宮田小学校の項中「日立市立宮田小学校」を「日立市立神峰小学校」に改め、同表日立市立仲町小学校の項及び日立市立中小路小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 学校の名称及び位置について、次のとおり改めることとした。

| 改正前（統合前） | | 改正後（統合後） | |
|----------|---------------|----------|---------------|
| 名称 | 日立市立宮田小学校 | 名称 | 日立市立神峰小学校 |
| 位置 | 日立市本宮町2丁目9番1号 | | |
| 名称 | 日立市立仲町小学校 | 位置 | 日立市本宮町2丁目9番1号 |
| 位置 | 日立市宮田町5丁目5番1号 | | |
| 名称 | 日立市立中小路小学校 | | |
| 位置 | 日立市平和町2丁目4番1号 | | |

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例を制定する
ものであります。

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部
を改正する条例

(日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例の一部改正)

第1条 日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例（昭和39年
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第
3項」に改める。

(日立市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 日立市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第58
号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

(日立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 日立市下水道事業の設置等に関する条例（昭和60年条例第
33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

土地の買入れについて

下記のとおり土地を買い入れるものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春樹

記

1 土地の所在地、地目、地積

| 土地の所在地 | 地目 | 地積 |
|-----------------------|----|--------------------|
| 日立市神田町字筑田 1348番 | 田 | 638 m ² |
| 日立市神田町字久下沼後 1364番1のうち | 〃 | 43.05 |
| 計 (2筆) | | 681.05 |

- 2 買入れ予定価格 金 5, 4 1 1, 1 4 5 円
- 3 買入れの相手方 那珂郡東海村□□□□番地□
□ □ □ 外 1 人
- 4 買入れの方法 随意契約

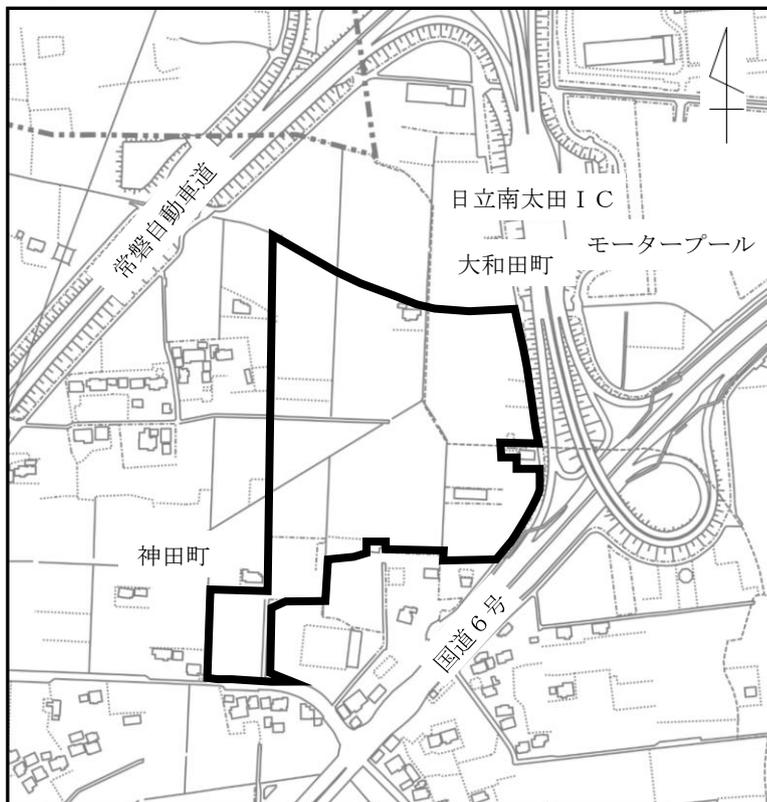
(提案説明)

産業団地整備事業用地を買い入れるに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。



凡例

-  買入れ部分
-  買入れ済み



位置図

日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

日立市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 9 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月5日午前10時30分頃、日立市□□町□丁目□□番地内市民農園において、職員が、草刈り機による除草作業中に小石を跳ね上げ、同園内に駐車していた日立市□□町□丁目□番□-□□□号□□□氏所有の自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 82,830 円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 1 6 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年4月20日午前11時30分頃、日立市□□町□丁目□番地先市道5470号路上において、側溝のグレーチングが亡失していたため、日立市□□町□丁目□番□□号□□□□氏が歩行中、当該亡失箇所に左足を落下し、負傷したので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金6,581円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月24日午後2時20分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道4877号路上において、日立市□□町□丁目□□番□号有限会社□□□□□□が所有する自動車が走行した際、側溝の鋼製蓋が跳ね上がり、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金67,452円

公益財団法人日立市公園協会に係る令和 8 年度の経営状況
に関する説明書提出について

公益財団法人日立市公園協会に係る令和 8 年度の経営状況に関する説明書を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和 8 年度の経営状況に関する説明書提出について

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和 8 年度の経営状況に関する説明書を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

公益財団法人日立地区産業支援センターに係る令和 8 年度
の経営状況に関する説明書提出について

公益財団法人日立地区産業支援センターに係る令和 8 年度の経営状況
に関する説明書を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき別冊
のとおり提出するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹